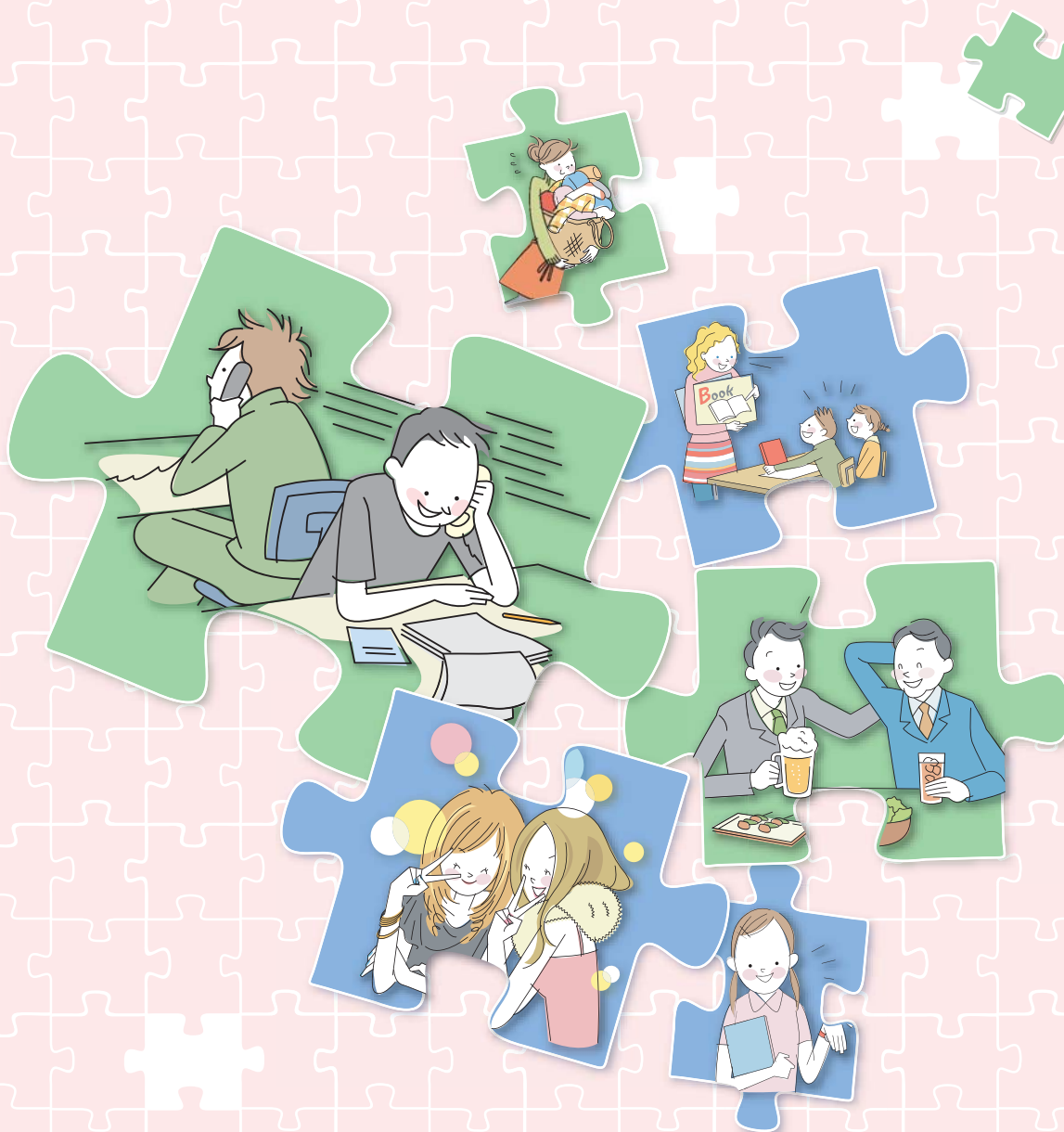


芦屋市 子ども・若者計画

人とつながり，自分らしさを見つけて，自立にむかう



芦屋市・芦屋市教育委員会

芦屋市民憲章

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

はじめに

本市では、子ども・若者育成支援推進法に基づき、平成25年3月に、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援を推進するため、芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画の別冊、子ども・若者育成支援編として計画を策定いたしました。

この計画期間が終了するにあたり、このたび本年4月からの新たな芦屋市子ども・若者計画を策定するものでございます。これまでの取り組みとしましては、平成25年10月に体育館・青少年センターに若者相談センター「アサガオ」をオープンいたしました。

今後も引き続き、ひきこもりやニートなど、困難を有する子ども・若者への支援を若者相談センター「アサガオ」を中心に行っていくとともに、新計画の基本理念である「人とつながり、自分らしさを見つけて、自立にむかう」を実現するために、家庭・地域・行政が連携・協働して取り組みを進めていくことを目指しております。

次代の担い手である、子ども・若者の健全育成への支援は、本人や家族にとってはもちろんのこと、本市においても将来に関わる重要な取り組みと認識しており、それらへの支援においては、行政と市民との両輪での支えが必要不可欠と考えております。つきましては、今後も市民の皆さまのより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に取り組んでいただきました本市青少年問題協議会の委員の皆さまをはじめ、この計画に貴重なご意見をお寄せいただきました各関係団体、市民の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成27年3月

芦屋市長 山中 健



将来を担う子ども・若者は芦屋の宝です。子ども・若者が将来に夢を持ち、経験により学び、自立することは大人の願いです。

しかしながら、それらを阻害する要因として、いじめ、児童虐待、有害情報の氾濫、貧困などが、子ども・若者が育ちゆく社会を非常に厳しくしています。

このたびの芦屋市子ども・若者計画では、これらへの取り組みを進めるとともに、さまざまな要因によるひきこもりやニートなど、社会生活を円滑に営む上で、困難を有する子ども・若者を家庭・地域・学校・行政・NPO等が枠組みを越えて連携し、発見、から自立に至るまで切れ目なく社会全体で支えることを目指しております。教育委員会といたしましては、子ども・若者の健全育成のための支援は、即ち、社会の礎を築くこととの認識を持ち、この計画の推進に取り組んでいく所存でございます。

最後に、この計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました本市青少年問題協議会委員各位、各種団体の関係者、市民の方々に心からお礼申し上げ、あわせて、今後の子ども・若者支援にあたりまして、皆様の一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

芦屋市教育長 福岡 憲助



目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけと性格	2
3	計画の期間	3
4	計画の対象	3

第2章 子ども・若者を取り巻く状況

1	芦屋市の動向・現状	4
2	全国の就労等の状況	12
3	全国のひきこもり、若年無業者（ニート）の状況	13
4	アンケート調査等からみる子ども・若者の意識実態について	16

第3章 基本的な考え方

1	基本理念	23
2	計画の体系	23

第4章 計画内容

重点目標1	豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する	
(1)	社会的自立に向けた日常生活能力と学力の育成	25
(2)	情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供	29
重点目標2	困難を有する子ども・若者やその家族を支援する	
(1)	困難を有する子ども・若者の包括的な支援	31
(2)	子ども・若者にとって個別的な課題への支援	34
重点目標3	子ども・若者を社会全体で支える、寛容なまちづくりを実現する	
(1)	社会参加と居場所の充実	37
(2)	学校園・家庭・地域の連携による子ども・若者の育成の支援	39

第5章 計画の推進に向けて

- 1 推進体制について 42
- 2 計画の進行管理（重点事業の設定） 43

資料編

- 1 計画策定の経過 46
- 2 芦屋市青少年問題協議会条例 47
- 3 芦屋市青少年問題協議会委員名簿 49
- 4 芦屋市子ども・若者計画推進本部設置要綱 50
- 5 子ども・若者に関する相談機関 52

